証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について - 事務ガイドライン - (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行

改 正 案

第1部 証券会社等の監督関係

1.事務の取扱いに関する一般的事項

1 - 1 証券会社の監督事務の取扱い

1-1-1 財務事務所長等への再委任

財務局長(福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)は、令第42条の規定により財務局長に委任された事務のうち、次に掲げるものについては、申請者及び証券会社の本店の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長(以下「財務事務所長等」という。)に再委任することができる。

法第30条第1項及び第3項、法第32条第4項、法第34条第3項及び第6項、法第52条第1項、法第54条第1項並びに法第55条第1項及び第4項の規定による届出の受理に関する事務

(略)

1-1-2 金融庁長官への協議

財務局長は、証券会社の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議する

第1部 証券会社等の監督関係

1.事務の取扱いに関する一般的事項

1 - 1 証券会社の監督事務の取扱い

1-1-1 財務事務所長等への再委任

財務局長(福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。) は、令第42条の規定により財務局長に委任された事務のうち、次に掲げるものについては、申請者及び証券会社の本店の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長(以下「財務事務所長等」という。) に再委任することができる。

~ (略)

法第 30 条第 1 項及び第 3 項、法第 32 条第 4 項、<u>法第 33 条の 2</u> 第 1 項、法第 33 条の 4、法第 33 条の 5、法第 34 条第 3 項及び第 6 項、法第 52 条第 1 項、法第 54 条第 1 項並びに法第 55 条第 1 項 及び第 4 項の規定による届出の受理に関する事務

(略)

1-1-2 金融庁長官への協議

財務局長は、証券会社の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理 にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議する

ものとする。

なお、協議の際は、財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。 以下同じ。)における検討の内容及び処理意見を付するものとする。

法第28条の4の規定による登録の拒否

(略)

(新設)

__~_ (略)

2. 登録申請関係

2 - 1 登録申請書及び添付書類の受理にあたっての留意事項

2-1-2 商号

申請に係る商号が<u>法第28条の4第5号</u>に抵触しないか確認するため、 申請書を受理した財務局は、必要に応じて金融庁又は他の財務局に照会す るものとする。

2-1-3 営業所

登録申請書に記載する営業所とは、証券業の全部又は一部を営むために 開設する一定の施設又は設備をいい、駐在員事務所、連絡事務所その他営 業以外の用に供する施設は除くものとする。

なお、無人の営業所については、各財務局管内に所在する店舗数及びこ

改 正 案

ものとする。

なお、協議の際は、財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。 以下同じ。)における検討の内容及び処理意見を付するものとする。

> <u>法第 28 条の 4 第 1 項</u>の規定による登録の拒否 (略)

法第33条の3の規定による主要株主に対する行政処分

~

2. 登録申請関係

2 - 1 登録申請書及び添付書類の受理にあたっての留意事項

2-1-2 商号

申請に係る商号が<u>法第 28 条の 4 第 1 項第 5 号</u>に抵触しないか確認する ため、申請書を受理した財務局は、必要に応じて金融庁又は他の財務局に 照会するものとする。

2-1-3 営業所

登録申請書に記載する営業所とは、証券業の全部又は一部を営むために 開設する一定の施設又は設備をいい、駐在員事務所、連絡事務所その他営 業以外の用に供する施設は除くものとする。

なお、無人の営業所については、各財務局管内に所在する店舗数及びこ

れらを統括する営業所の名称等を記入させることとする。

2-1-5 その他

(1) 法第28条の4第10号に規定する証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類を参考としつつ、ヒアリングにより次の点を確認するものとする。

~ (略)

(2) (略)

2 - 2 登録の手続き

2-2-3 登録の拒否

- (1) 登録を拒否する場合は、拒否の理由及び金融庁長官に対して審査 請求できる旨を記載した別紙様式 14 による登録拒否通知書を登録申 請者に交付するものとする。
- (2) 登録拒否通知書には、拒否の理由に該当する法第 28 条の 4 各号の うちの該当する号又は登録申請書及び添付書類のうち重要な事項に ついての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けて いる箇所を具体的に明らかにするものとする。

改 正 案

れらを統括する営業所の名称等を記入させることとする。

また、無人の営業所については、法第31条の商号制限の趣旨等に鑑み、 当該証券会社の営業所であることが明確に判別できるような措置をとる 必要があることに留意するものとする。

2-1-5 その他

(1) 法第 28 条の 4 第 1 項第 12 号に規定する証券業を適確に遂行する に足りる人的構成を有しない株式会社であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類を参考としつつ、ヒアリングにより 次の点を確認するものとする。

~ (略)

(2) (略)

2 - 2 登録の手続き

2-2-3 登録の拒否

- (1) 登録を拒否する場合は、拒否の理由及び金融庁長官に対して審査 請求できる旨を記載した別紙様式 14 による登録拒否通知書を登録申 請者に交付するものとする。
- (2) 登録拒否通知書には、拒否の理由に該当する法第 28 条の 4 第 1 項 各号のうちの該当する号又は登録申請書及び添付書類のうち重要な 事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の 欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。

改 正 案

9. 証券仲介業者の監督事務

9 - 2 証券仲介業者からの登録申請に係る留意事項

法第 66 条の 3 の規定に基づく登録申請書の取扱い等にあたっては、 2 - 1 - 1、 2 - 1 - 3、 2 - 1 - 4、 2 - 1 - 5の(2)、 2 - 2 - 1、 2 - 2 - 3、 2 - 2 - 4の(1)、(2)(ただし書きを除く。)、(5)~(9)、 2 - 3 - 1、 2 - 3 - 2の 、並びに下記項目に掲げる事項に準ずる点に留意するものとする。

(新設)

9. 証券仲介業者の監督事務

|9-2 証券仲介業者からの登録申請に係る留意事項|

法第 66 条の3の規定に基づく登録申請書の取扱い等にあたっては、2 - 1 - 1、2 - 1 - 3、2 - 1 - 4、2 - 1 - 5の(2)、2 - 2 - 1、2 - 2 - 2、2 - 2 - 3、2 - 2 - 4の(1)、(2)(ただし書きを除く。)、(5)~(9)、2 - 3 - 1、2 - 3 - 2の 、並びに下記項目に掲げる事項に準ずる点に留意するものとする。

9-2-2 登録申請に係る代理申請について

証券仲介業者に係る登録申請については、申請者及び所属証券会社等の利便性、所属証券会社等の申請事務の効率化、さらに、登録申請書記載内容の精度の確保、事務処理の迅速化等を目的として、所属証券会社等が申請書の内容を精査した上で代理申請を行うことなどが可能であることに留意するものとする。

また、代理により申請が行われた際には、委任状等により代理権の有無及び代理権の範囲について確認するものとし、代理権の範囲が申請書の補正依頼、登録済通知の送付等に及んでいる場合、当該依頼又は通知等は、代理人に対して行うことができることに留意するものとする。

9-2-2 登録申請の審査について

- (1) (略)
- (2) 証券仲介業者に関する内閣府令第3条第1項に規定する、業務の内容及び方法には、次の事項が記載されているか否かを確認するものとする。

(略)

営業の形態(対面、電気通信回線に接続した電子計算機利用等)

(略)

9-2-3 その他

法第66条の5第4号に規定する証券仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類等を参考としつつ、次の点を確認するものとする。

証券仲介業務を行う者が、日本証券業協会が実施する証券外務員 資格試験に合格した者であり、法令、諸規則等につき一定以上の知 識を有していること。

申請者が法人である場合、その行う業務の内容及び規模に応じて、営もうとする業務の適確な遂行に必要な人員が配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。

9-2-3 登録申請の審査について

- (1) (略)
- (2) 証券仲介業者に関する内閣府令第3条第1項に規定する、業務の内容及び方法には、次の事項が記載されているか否かを確認するものとする。

(略)

営業の形態(対面、電気通信回線に接続した電子計算機利用<u>申</u> 請者が個人である場合の証券仲介業務を行う使用人の有無等)

(略)

9-2-4 その他

法第 66 条の 5 第 4 号に規定する証券仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類等を参考としつつ、次の点を確認するものとする。

証券仲介業務を行う者(証券仲介業務を行う役員、内部管理等の 責任者等)が、日本証券業協会が実施する証券外務員資格試験に合格した者であり、法令、諸規則等につき一定以上の知識を有していること。

申請者が法人<u>又は証券仲介業務を行う使用人のある個人</u>である場合、その行う業務の内容及び規模に応じて、営もうとする業務の適確な遂行に必要な人員が配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。

申請者が法人である場合、その行う業務の内容及び規模に応じて、次に掲げる体制整備が図られていること(イ・ロについては、所属証券会社に帳票作成事務等を依頼し、仲介業者が管理することも可能とする。また、ハ~ホに掲げる項目のうち、所属証券会社等により適切に実施される体制が確保されている項目は除く。)。

イ~ホ (略)

改 正 案

申請者が法人又は証券仲介業務を行う使用人のある個人である場合、その行う業務の内容及び規模に応じて、次に掲げる体制整備が図られていること(イ・ロについては、所属証券会社に帳票作成事務等を依頼し、仲介業者が管理することも可能とする。また、ハ~ホに掲げる項目のうち、所属証券会社等により適切に実施される体制が確保されている項目は除く。》

イ~ホ (略)